

鳥取県公報

目次

- ◇規則 露店営業取締規則の廃止
優生保護法施行細則
- ◇告示 蚕業振興施設補助要項の一部改正
建設業者の登録まつ消
- ◇教委告示 公立学校教職員任用審査の実施
- ◇正誤 昭和二十七年三月二十八日鳥取県公報号外
中訂正

規則

露店営業取締規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月三十日

鳥取県知事 西尾愛治

◇鳥取県規則第八十号

露店営業取締規則を廃止する規則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

露店営業取締規則（昭和二十一年十月鳥取県令第六十一号）は廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

優生保護法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年九月三十日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第八十二号

優生保護法施行細則

（標識の交付申請）

第一條 優生保護法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三号以下「省令」という。）第十條第二項の規定による標識の交付申請書は、別記様式第一号によらなければならない。

（指定証の更訂申請）

第二條 省令第十二條第一項の規定による指定証の更訂

申請書は、別記様式第二号によらなければならない。
 (住所変更の届出)
 第三條 省令第十三條第一項の規定による住所の変更届は、別記様式第三号によらなければならない。但し、県外からの転入による変更届には、指定証の写を添付しなければならない。
 (指定証及び標識の再交付申請)
 第四條 省令第十四條第一項及び第二項の規定による指定証又は標識の再交付申請書は、別記様式第四号によらなければならない。
 2 省令第十四條第三項の規定による指定証及び標識の返納書は、別記様式第五号によらなければならない。
 (指定の取消申請)
 第五條 省令第十五條第一項の規定による指定の取消申請書は、別記様式第六号に、同條第二項の規定による死亡又は失そう届は、別記様式第七号によらなければならない。
 (認定の申請)

第六條 省令第十六條の規定による認定申請書は、別記様式第八号によらなければならない。
 (認定書)
 第七條 認定講習の認定書は、別記様式第九号による。
 (変更の届出)
 第八條 省令第十八條の規定による認定講習の変更届は、別記様式第十号によらなければならない。
 (認定講習の終了証書)
 第九條 省令第十九條の規定による認定講習の終了証書は、別記様式第十一号によらなければならない。
 (認定講習終了の届出)
 第十條 認定講習の実施者は、省令第十九條の規定により、認定講習を終了したときは、十日以内に知事に別記様式第十二号により届け出なければならない。
 (認定の取消)
 第十一條 省令第二十條の規定による認定講習の認定の取消は、別記様式第十三号の認定取消書による。
 (書類の経由)

第十二條 第一條及び第十條の規定による申請又は届出は、その住所地又は認定講習実施地を管轄する保健所長を経由しなければならない。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 別記様式第一号

受胎調節実地指導員標識交付申請書

本籍 住所 氏名 年月日生
 一、助産婦、保健婦又は看護婦の別
 二、指定証番号及び指定年月日
 右により受胎調節実地指導員標識の交付を受けたので指定証の写を添えて申請します。

鳥取県知事 氏名 殿

氏名 〇

添付書類 指定証の写

別記様式第二号

受胎調節実地指導員指定証更訂申請書

本籍 住所 氏名 年月日生
 (助産婦、保健婦又は看護婦の別)
 一、変更事項及び変更理由
 二、変更年月日
 右のように変更を生じたので更訂願いたく関係書類を添えて申請します。

鳥取県知事 氏名 殿

添付書類 一、指定証

二、戸籍抄本

別記様式第三号

受胎調節実地指導員住所変更届

氏名 〇

本籍
(助産婦、保健婦
又は看護婦の別) 氏 年月日生

一、旧住所

二、新住所

三、変更年月日

四、指定証番号及び指定年月日

右のように住所を変更しましたのでお届けします。

年 月 日

氏 名 ④

鳥取県知事 氏名 殿

添付書類 県外から転入の場合は指定証の写

別記様式第四号

受胎調節実地指導員指定証(標識)再交付申請書

本籍

住所

(助産婦、保健婦
又は看護婦の別) 氏 年月日生

一、指定証番号及び指定年月日

二、き損又は亡失した年月日及びその理由
右のように指定証(標識)をき損(亡失)しましたので
再交付を受けたく申請します。

年 月 日

氏 名 ④

鳥取県知事 氏名 殿

添付書類 き損した指定証(標識)

別記様式第五号

受胎調節実地指導員指定証(標識)返納書

本籍

住所

(助産婦、保健婦
又は看護婦の別) 氏 年月日生

一、指定証番号及び指定年月日

二、発見した年月日

右のように指定証(標識)を発見しましたので返納しま
す。

年 月 日

鳥取県知事 氏名 殿

添付書類 発見した指定証(標識)

別記様式第六号

受胎調節実地指導員指定取消申請書

本籍

住所

(助産婦、保健婦
又は看護婦の別) 氏 年月日生

一、指定証番号及び指定年月日

二、指定取消理由

右のように指定取り消し願いたいので指定証(及び標識)
を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ④

鳥取県知事 氏名 殿

添付書類 一、指定証

二、標識の交付を受けた者は、その標
識

別記様式第七号

受胎調節実地指導員死亡(失そ、)届

本籍

住所

(助産婦、保健婦
又は看護婦の別) 氏 年月日生

一、指定証番号及び指定年月日

二、死亡(失そ、)年月日

右のように死亡(失そ、)したので指定証(及び標識)
を添えてお届けします。

年 月 日

(届出義務者) 氏 名 ④

続柄

鳥取県知事 氏名 殿

添付書類 一、指定証

二、標識の交付を受けた者は、その標識
別記様式第八号
受胎調節実地指導員認定講習認定申請書

一、実施者の住所、氏名及び履歴（実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為）

二、講習の名称

三、実施の場所

四、使用施設の概要

五、期間及び日程

六、受講者の資格及び定員

七、各授業科目の時間数

八、講師の氏名、履歴及び担当科目

九、教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録

十、成績審査の方法

十一、経理に関する事項

十二、その他必要と認める事項

右のとおり受胎調節実地指導員認定講習を実施したいので認定願いたく申請します。

年 月 日

（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第九号

第 号

受胎調節実地指導員認定講習認定書

年 月 日申請の受胎調節実地指導員認定講習を認定する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

殿

別記様式第十号

受胎調節実地指導員認定講習変更届

一、住所、氏名（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名）

一、受胎調節実地指導員認定講習認定書番号及び認定年月日

月 日

一、変更事項

一、変更理由

一、変更年月日

右のように変更したのでお届けします。

年 月 日

（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第十一号

第 号

終了証書

本籍

（助産婦、保健婦又は看護婦の別）氏 年月日生 名

年 月 日優生保護法第十五條第二項の規定による受胎調節実地指導員認定講習を終了したことを証する。

年 月 日

（認定講習の名称）

氏 名 ㊦

（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

別記様式第十二号

受胎調節実地指導員認定講習終了届

一、住所、氏名（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名）

二、講習実施期間

三、科目別実施時間数

四、終了者の本籍、住所、氏名、生年月日及び助産婦、保健婦又は看護婦の別

右のように認定講習を終了したのでお届けします。

年 月 日

（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第十三号

第 号

受胎調節実地指導員認定講習認定取消書

年月日第 号受胎調節実地指導員認定講習
認定書をもつて認定した認定講習を優生保護法施行規則
第二十條の規定により認定を取り消す。

鳥取県知事 氏 名 圃
(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)

告示

鳥取県告示第四百六十一号

蚕業振興施設補助要項(昭和二十七年七月鳥取県告示第
三百十八号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二項に次の一号を加える。

四 開拓地養蚕振興施設

第三項に次の一号を加える。

四 開拓地養蚕振興施設については開拓農業協同組合

等が開拓地に桑園を設置する場合、これに植付ける
桑苗代金の三分の一以内。
開拓地養蚕振興事業

設置場所 桑園設置桑苗植桑苗一本桑苗桑の耕
置反別付本数当価格代金品種仕立法者名作

鳥取県告示第四百六十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四條第三項の規
定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五條第
一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録を
まつ、消した。

昭和二十七年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 録 商 号 主たる営業申 請 者 登 録 ま つ、 消
年月日又は名称 所の所在地氏 名 年月日

鳥取県知事 昭和二十 米子市大 昭和二十
事登録 五年六月 乃木組 谷町一丁 七年六月
(イ)第 六日 乃木 目四六 七日
一五九号 乃木 治 八 竹本 茂 昭和二十
鳥取県知事 昭和二十 有 限 会 社 米子市明 昭和二十
事登録 五年七月 中国電材 治町八 竹本 茂 七年七月
(イ)第 二 一 日 社 二 一 号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

鳥取県公立学校教員並びに事務職員任用審査を次のよう
に行う。

昭和二十七年九月三十日

鳥取県教育委員会

一、日時及び場所

昭和二十七年十月十三日(月)午前九時から午後五時
まで

- 鳥取市東 町 鳥取西高等学校
- 東伯郡倉吉町 成徳小学校
- 米子市中 町 米子第二中学校

二、受審資格

- 1 旧制の高専卒業以上の学歴又はこれと同等の資格
を有する者。
- 2 旧制の教育免許状を有する者。
- 3 新制高等学校卒業の学歴又はこれと同等の資格を
有する者。
- 4 旧制中学校以上の学歴又はこれと同等の資格を有
する者。(但し事務職員希望者に限る)

三、審査内容

- 1 人物審査 教育職員としての適否の審査。
- 2 筆記試験 教育職員としての常識の審査。
出題の範囲
- (イ) 一般教養及び教職員としての教養に関する簡單
な試問。

- (ロ) 教育法規については憲法、教育基本法、学校教育
法及び教育公務員特例法についての簡単な試問。
- 3 身体検査 審査当日までに県立保健所で健康状況、
特に結核性疾病についての検査を受け

二〇	一四	七五、〇〇〇	五、〇〇〇〇
二一	一五	三一、七一一ノ一	一、七一一ノ二
二二	一〇	三八一ノ二〇	八一〇ノ二二
二六	一一	〇 若権	若桜
二六	三	一 岩村原	岩村胖
二八	一三	三 九二〇ノ二	九二〇ノ一
二八	一五	一 中尾同	中尾修
三〇	七	三 一二二八ノ二	三二八ノ二
三一	一八	四 同	土砂押止
三一	一八	五 同	土砂崩壊防備
三三	八	三 二、一八二	二、一八一
三六	一	四 水源達養	水源達養
四二	四	六、四〇〇〇	〇、四〇〇〇
四五	一七	一 岡島 春久 中尾兼太郎	岡島 春久 西尾兼太郎
四七	六	六 三、〇〇〇	三、〇〇〇〇
四七	九	一 同	上峰寺
四九	二	七 二、七〇〇	二、七〇〇〇

五三	七	七、五〇〇〇	〇、五〇〇〇
五四	四	七、二五〇〇	一、二〇〇〇
五四	五	七、四六四〇	一、四六〇〇
五四	七	七、二五〇八	二、二五〇〇
六一	一六	六、四三〇〇	四、三八一〇
六二	一三	二 貝津掛	貝津掛
六三	一六	二 智壽ヶ谷	智壽ヶ谷
六九	一六	一 白岩光義	白岩光義外三〇名
七〇	一	一 白岩光義外三名	白岩光義外三〇名
七〇	一〇	六 三、〇〇〇一	三、〇〇〇〇
七二	七	二 松ジガ塔	松ジガ塔
八二	六	一 同	八頭
八六	一	八 雄頭	八頭
八八	一	三 八八九ノ二四	八八九ノ一四
一〇三	一五	一 小山澄	小山澄
一〇四	九	一 赤松富次郎	赤松富次郎
一〇五	二	九 同	同
一〇五	六	二 田	同

四、提出書類
ておくこと。(間接撮影にて可)

- 1 志願書 鳥取県庁内鳥取県教育委員会事務局学事課及び最寄地方事務所内鳥取県教育委員会事務局支所(以下支所という。)に準備してある。
- 2 履歴書 (自筆のもの)
- 3 免許状の写
- 4 最終卒業又は修了学校の成績証明書若しくはこれにかわる資格証明書。
- 5 身体検査書(前項③)に基くものであつて当日持参のこと。)
- 五、書類受付期日及び場所
受審者は必要な書類を審査前日までに最寄の支所に提出すること。
- 六、当日の持参品
 - 1 筆記用具
 - 2 書食

3 算盤(事務職員志望者に限る。)

正 誤

昭和二十七年三月二十八日鳥取県公報号外、鳥取県告示第一七二号及び第一七三号中誤植があるので次のとおり訂正する。	
鳥取県告示第一七二号	
頁 行 段	誤
一 告示 番号 鳥取県告示 一七二号	鳥取県告示 第一七二号
一一 七 八 同	八頭
一一 七 九 同	河原
一一 七 一〇 同	大字布袋
一二 一 七 一、〇〇〇	一、〇〇〇〇
一三 一 七 一、〇六〇	一、〇六〇〇
一四 一 一 中田惠次郎	中田甚次郎
一五 一七 一 岩成清栄	岩成 栄
一八 一 二 長落	口日向

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣
鳥取縣鳥取市東町取縣

鳥取県告示第一七三号

一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇八	一〇八	一〇七	一〇六	一〇六	一〇六	一〇五
一二	一一	一〇	九	八	一三	一二	九	六	四	二	一
五同	五同	五同	五同	五同	一	一二	九同	三	九同	九同	九同
				なだれ防止		久能寺		三二八〇ノ四			九智頭
						同		三八〇ノ四			